

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
サービス管理責任者等研修事業 学則

(研修の開講目的)

第1条 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の質を確保するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする

(研修事業の名称)

第2条 研修の名称は以下の通りとする

神奈川県サービス管理責任者補足研修

(研修の内容及び事業者指定番号)

第3条 研修の内容

研修の内容は、厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号)に規定される研修(以下「サービス管理責任者研修」という)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号)に規定される研修(以下「児童発達支援管理責任者研修」という)の実施

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義
- ・ ケアマネジメントの手法に関する講義
- ・ 地域支援に関する講義

(事業者指定番号)

事業者指定番号：003

(研修実施場所)

第4条 研修の実施場所は次のとおりとする

第1回

「サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)」

川崎市川崎区富士見 2-5-2 TEL044-222-4416

第2回

「サンピアンかわさき（川崎市立労働会館）」

川崎市川崎区富士見 2-5-2 TEL044-222-4416

（研修担当部署の名称、所在地及び連絡先）

第5条 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は次のとおりとする

名 称 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

所在地 神奈川県厚木市旭町 1-9-7 旭町三紫ビル 302

連絡先 電話：046-220-5380 FAX：046-220-5381

（研修期間）

第6条 研修期間

	募集期間	定員	実施
第1回	令和元年6月20日 ～ 令和元年7月19日	500名	令和元年8月21日 ～ 令和元年8月22日
第2回	令和元年10月15日 ～ 令和元年11月14日	500名	令和元年12月17日 ～ 令和元年12月18日

（研修カリキュラム）

第7条 神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、研修カリキュラムは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）において別表第二に定める内容以上のもの、かつ、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）において別表第二に定める内容以上のものとする

（講師氏名）

第8条 講師

氏名	所属
小川陽	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
河原雄一	社会福祉法人星谷会
武居光	社会福祉法人十愛療育会
田中晃	社会福祉法人唐池学園
千葉高史	社会福祉法人常成福祉会
永野祐司	社会福祉法人かながわ共同会

(使用テキスト)

第9条 厚生労働省実施の令和元年度サービス管理責任者等指導者養成研修会で使用したテキストに基づき、神奈川県の実情等を加味したテキストを使用する

(受講資格と受講手続等)

第10条 研修に関する受講資格及び受講手続は次の通りとする

(1) 受講資格

サービス管理責任者を配置すべき指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設において、サービス管理責任者として配置している者又は今後配置予定の者、及び、児童発達支援管理責任者を配置すべき指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設において、児童発達支援管理責任者として配置している者又は今後配置予定の者

(2) 受講手続

募集要領は開講日の45日前までに、法人ホームページに掲載する所定の申込書により申込をし、受講決定を受けたものは、受講決定通知書に記載された内容を遵守し、共通講義、演習を受講する

(3) 申込方法

申込方法：簡易書留郵便にて郵送

ファクシミリ、電子メール、電話による申込は不可とする

送付先：〒243-0014 神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル302

(特非) かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

申込期限：別途、研修募集要領で案内する

第11条 受講者の決定、受講方法

(1) 受講の選考

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ研修実施要領に記載の受講者選考基準に基づき決定する

(2) 通知方法

受講決定通知は各法人あてに郵送する

(3) 受講の決定

受講決定後の受講分野、受講者、受講日程の変更等はいかなる理由があっても認めない

(受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法)

第12条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法

(1) 受講料等の費用

受講料は、10,000円とする

(2) 納入方法

受講決定通知に同封する受講料請求書により、期日までに納入する。

会場までの交通費等についても受講者負担とする

受講決定後、納付された受講料は返金しない

(研修修了の認定方法)

第13条 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講生で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者とする

(1) 受講者は全日程の2日間出席する必要がある

(2) 遅刻、及び早退は欠席とみなし修了証書を交付しない

(3) 著しく受講態度が悪く(私語、居眠り、携帯電話の使用等)、繰り返し注意された場合や、期日までに課題を提出しない場合には修了証書を交付しない

(個人情報の取扱方法)

第14条 個人情報の取扱

(1) 提出された個人情報について、研修事業以外の目的には使用しない

(2) 研修事業に関する書類(申請書・届出の控え、受講者の出席状況等に関する書類、講師の出向状況に関する書類等)は、研修後5年間保存するものとする

(3) 研修修了者名簿は、神奈川県に提出するものとする